

地域活動拠点整備事業

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設等の新築(全部改築を含む)を行う事業

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額500万円)

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業

■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業

事業に必要な経費の3分の1以内の額(上限額100万円)

※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内とします。

- ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
- ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
- ③施設のバリアフリー化に要する経費
- ④災害時の地域一時避難所としての防災資機材の整備に要する経費

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください(申請書の用紙は、町企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからのダウンロードも可能です)。

※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。
 ※改修内容等によっては補助対象とならない場合もありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

活力ある地域づくり推進事業

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業

(伝統行事)

事業に必要な経費の2分の1以内の額(上限額5万円)

■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業

事業に必要な経費の3分の2以内の額(上限額30万円)

※ただし、過去3回補助金の交付を受けた事業は、必要経費の3分の1以内の額(上限額10万円)

※飲食に関する経費など、補助の対象とならない経費もあります。また、実施団体や内容によっては対象とならない場合がありますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせください。

※補助金額が1万円未満となる事業は対象外となります。

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください(申請書の用紙は、町企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからのダウンロードも可能です)。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

国民年金に関するお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう!

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度(50歳未満)」「学生納付特例制度」がありますので、町住民生活課

の国民年金窓口で手続きをしてください。

なお、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、町住民生活課または大曲年金事務所までご相談ください。

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903
 日本年金機構大曲年金事務所 ☎0187(63)2295・2296

目指せ!

生薬の里 美郷

美郷町生薬生産組合が設立されました

1月17日、美郷町宿泊交流館ワクアスで美郷町生薬生産組合の設立総会が開催されました。設立総会には組合員9名が出席し、組合規約や事業計画、予算が承認され、美郷町生薬生産組合(組合員数11名)が設立しました。今後は組合員相互の利益向上のため、事業に取り組むことを確認しました。

生薬栽培をしてみたい方、興味のある方は下記までご相談ください。また、薬用植物栽培勉強会へのご参加もお待ちしております。



問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

介護保険事務所からのお知らせ

施設・ショートステイの食費・居住費の軽減について

施設やショートステイ利用時には、サービス費用・食費・居住費(滞在費)・日常生活費が自己負担となりますが、低所得の方の施設やショートステイの利用が困難とならないよう、申請することにより食費・居住費(滞在費)は次の負担限度額(1日当たりの自己負担上限額)までの自己負担となります。負担限度額を超えた分は介護保険から給付されます。

■対象となる方・各段階の負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	食費の負担限度額	居住費等の負担限度額			
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 ・本人、配偶者および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円(320円)	0円
第2段階 ・本人、配偶者および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	390円	820円	490円	490円(420円)	370円
第3段階 ・本人、配偶者および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	650円	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※上記第1～3段階に該当しない場合、また、預貯金等が単身1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は適用されません。

■申請方法 申請書に通帳の写し等を添付し、下記まで申請してください。

申・問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911
町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907